

路線バス(南彦根県立大学線)のダイヤ改正

6月10日から、滋賀県立大学への通学の利便性を向上させるため、路線バスの南彦根県立大学線(県立大学直行使)のダイヤが、左表のとおり改正されました(下表の便以外に変更はありません)。

南彦根駅西口発	
改正前	改正後
8:00	8:05
8:45	8:40
9:15	9:25

問い合わせ先 雨交通対策課
☎30・6134番、FAX 24・5211番

祝日のごみ等収集のお知らせ

7月15日(月・祝)は、通常どおり収集を行います。清掃センターへの直接搬入はできませんので、ご注意ください。詳しくは、「ごみ等の収集カレンダー」をご覧ください。ごみは、収集日の午前8時までに決められた場所に出してください。

ペットボトルのキャップ・ラベルについて

※市が設置しているペットボトル回収ボックスに、ペットボトルのキャップを集めて置いてある場合がありますが、市では集めておりません。

問い合わせ先 雨清掃センター ☎22・2734番、FAX 24・7787番

令和元年度の後期高齢者医療の保険料

令和元年度の1年間の保険料額や、支払方法をお知らせする通知書を、7月中旬に送付します。

区分	令和元年度
被保険者均等割額	43,727円
所得割率	8.26%
年間保険料の上限額	62万円

保険料

▼保険料の支払方法

特別徴収の人(通知書の特別徴収の欄に、金額の記載がある人は、年金からの引き取りにより保険料をお支払いいただきます)。

普通徴収の人(通知書の普通徴収の欄に、金額の記載がある人は、納付書が口座振替で保険料をお支払いいただきます)。

▼普通徴収の人の納付書 通知書と納付書は別々に送付していただきます。通知書と納付書の到着が前後する場合があります。

納付書は年間分を一度に送付します。各納期限までに金融機関やコンビニエンスストア

7月1日(月)から 行政機関、学校、病院などは 敷地内禁煙になります

平成30年7月に健康増進法の一部が改正され、たくさんの人が利用する施設などの区分に応じて、「敷地内禁煙や屋内禁煙にすること」「喫煙場所の案内を掲示すること」などが段階的に義務付けられました。

7月1日(月)から、市役所をはじめとする行政機関、学校や病院(第1種施設)は敷地内禁煙になります。従来のたばこだけではなく、加熱式たばこを含めて、敷地内では喫煙できません。



望まない受動喫煙を減らすため、マナーを守りましょう。

問い合わせ先 雨健康推進課 ☎24-0816、FAX24-5870

アなどでお支払いください。
問い合わせ先 雨保険料課 ☎30・6145番、FAX22・1398番、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-52213013番



知りたいことがすぐに探せる!! 『年金ポータル』をご利用ください

年金に関する必要な情報を、インターネット上で簡単に探し出すことができるポータルサイトです。年金制度の基本的な仕組みや、自分の日常生活に合わせたテーマに応じて、さまざまな関係機関のホームページから情報を探すことができます。

年金ポータルのURL アドレス www.mhlw.go.jp/nenkinportal/



▲QRコードからもご覧になれます。

▲ポータルサイトのトップ画面

専門用語をできるだけ使わず、図やイラストなどを使ってシンプルに分かりやすく説明しています!

問い合わせ先 彦根年金事務所(外町)国民年金課 ☎23-1114、FAX23-9033

国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆さんへ

医療費が高額になる場合 入院や通院で毎月の医療費が高額になる場合、あらかじめ「限度額適用認定証(認定証)」などを提示すれば、窓口での自己負担額の支払いを一定限度にとどめることができます(保険適用外の部分は自己負担が必要です)。

▼限度額 病院に支払う自己負担額(月あたり)には上限が決められています。上限は年齢や世帯の所

得に応じて異なります。

▼認定証の交付の対象 70歳以上の現役並みⅠ、Ⅱの人(※)、住民税非課税世帯の人、70歳未満の人

▼手続方法 印鑑・保険証を持って、雨保険年金課、支所、各出張所で申請してください。

▼すでに認定証をお持ちの人(認定証の更新について) 現在お持ちの認定証の有効期限は原則7月31日(水)までです。8月以降の更新に必要な手続きは次のとおりです。

【国民健康保険に加入の人】 再度申請が必要です。雨保険年金

後期高齢者医療保険証を送付

8月1日(水)からの新しい保険証を7月中旬に送付します(簡易書留で送付するため、受取に受領印が必要)。現在、後期高齢者医療制度に加入している人の保険証はびわ色(薄橙色)になります。8月1日以降は、今までの保険証(有効期限が令和元年または平成31年7月31日になっているもの)は使えません。破棄するか、雨保険年金課にお返しください。

国民健康保険被保険者証の更新

8月1日(水)から使用される保険証は、7月中にお送りします(簡易書留で送付するため、受取に受領印が必要)。8月になっても新しい保険証が届かないときは、お問い合わせください。

被保険者証(保険証)と高齢受給者証(※)を一体化します

県では、8月から「被保険者証(保険証)」と「高齢受給者証(毎年8月1日交付)」が一体化し、「被保険者証兼高齢受給者証」となります(2枚が1枚になります)。70歳未満の人に交付される「被保険者証(保険証)」に変更はありません。

※70歳以上の自己負担割合を表示する証(毎年8月1日交付)

加入者が就職した場合 国民健康保険に加入していた人が、就職して勤務先で健康保険に入したときは、雨保険年金課で国民健康保険からの脱退手続きをしてください。

※勤めている会社などから市に連絡が来て、脱退の手続きが行われることはありませんのでご注意ください。

《持ち物》国民健康保険被保険者証、就職後の健康保険証、マイナンバーカードや通知カードなどの個人番号が確認できるもの(扶養家族がいる場合は、その人の保険証と被扶養者の個人番号が確認できるものをお持ちください)。